

ボランティアサークルやませみ会則

第1章 総 則

(名称)

第1条 この会は、ボランティアサークルやませみと称する

(事務局)

第2条 この会の事務所を福岡県福岡市に置く。

第2章 目 的

第3条 この会はキャンプや野外活動を通して青少年の育成に寄与し、その中でボランティア自身も成長することを目的とする

第3章 組 織

第4条 この会の会員は、会の趣旨を理解し、自ら進んで事業に取り組む青年及び会が会員として認めた者とする。会員の登録は、毎年度更新手続きとする。

第5条 年度末に総会を開き、組織・運営について話し合う。

第4章 役 員

第6条 この会を運営するために、次の役員を置く。

- (1) 代表 1名
- (2) 副代表 1名
- (3) 監査役 1名
- (4) その他必要に応じて若干名

(役員の仕事)

第7条 代表は、会を代表して会務を総括する。

副代表は、代表を補佐し、代表に事故あるときの職務を代理する。

監査役は、次の職務を行う。

- (1) 会の会計事務を監査すること。
 - (2) 会計事務について不正の事実を発見したときに総会に報告すること。
- また、これを報告するため必要があると認めるときは、総会の招集を請求すること。

第8条 役員は、総会により選出する。

第9条 各役員の任期は、一か年とし、再任を妨げない。欠員補充により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第5章 総 会

第10条 総会は、会員をもって構成し、年度末に定時総会を開催するほか、必要に応

- じ臨時総会を開催することができる。
- 第11条 総会は代表が招集し、議長となって、次の事項を審議する。
1. 総括及び方針の決定
 2. 事業報告及び収支決算の承認
 3. 議事録署名人の選任
 4. 役員改選
 5. 会則の制定及び改廃
 6. 事業計画
 7. その他、総会において必要と認めた事項、
- 第12条 総会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 第13条 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の一ヶ月前までに文書をもって通知しなければならない。
- 第14条 止むを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。
- 第15条 総会は、会員の過半数（委任状を含む）を持って成立し、議決は出席者の過半数によるものとする。
- 第16条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
1. 日時及び場所
 2. 会員の現在数及び出席者数（書面表決者及び表決委任者を含む）
 3. 開催目的、審議事項及び議決事項
 4. 議事の経過の概要及びその結果
 5. 議事録署名人の選任に関する事項
- 第17条 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人一人以上が署名押印をしなければならない。

第6章 役員会

- 第18条 役員会は、代表及びその年の役員をもって構成し、代表が召集する。役員会は、代表が議長となり、次の事項を審議する。
1. 総会に付議すべき事項
 2. 総会の議決した事項の執行に関する事項
 3. 総会を招集するいとまのない事項
 4. その他役員会において必要と認めた事項
- 第19条 代表は、役員^の3分の1以上から召集の請求があったときは、その請求のあった日から30日以内に役員会を招集しなければならない

第7章 活動内容

- 第20条 会員は、第3条の目的を達成するために次の活動を行う。
- (1) ボランティア各人の余暇を生かし、キャンプや研修会などのプログラ

ムに参加し活動する。

(2) サークル方針に沿って、各自迷惑のかからないよう、自らを正し、責任ある態度をもって、諸事業に自主的に参加し活発な活動を行う。

(4) ボランティア精神を理解し、ファイトと情熱をもって参加者に接し、参加者とは一線を画した活動を行う。

(5) サークルでの活動にあたって、家族の信頼を得て参加し、活動を行う。

第8章 登 録 および 更 新

第21条 ボランティア登録について

(1) 新規登録希望者は、当会の趣旨を理解して活動しようという意欲のある人のみ登録する。

(3) ボランティア活動をしようとする人は、登録申請書を提出する。

なお、20歳未満の人については親権者の承諾を必要とする。

(4) 入会した会員は、必ずボランティア保険に加入しなければならない。

第22条 ボランティアの登録取り消しについて

(1) 6ヵ月以上活動せず、連絡及び届け出のない場合。

(2) ボランティアとしてふさわしくない行動をした場合。

(3) 代表の許可を得ないで、ボランティア名を使って活動をした場合。

以上の行動をしたことが判明した場合は、ボランティアとしての登録を取り消すことがある。

第9章 附 則

第23条 この会則は、平成25年4月1日から施行する。